

許諾推定規定についての意見

公益社団法人日本漫画家協会

許諾推定規定（第 6 3 条第 5 項）の解釈と運用について以下意見申し上げます。

限られた時間内での権利処理、という前提の下ではありながら、懸念としてあげられる以下の点には慎重に制度の運用、解釈、適用をお願いいたします。

1. 番組の制作と放送の許諾を受けている場合に放送同時配信等について事前の「明確な」許諾までを必要としないこと自体は時代の要請と理解できるが、「放送」と「放送同時配信等」は明らかに別のものであり、放送の許諾をもって放送同時配信等の許諾があったと推定するとしても、実際に放送同時配信等を行う場合には、適切な算定に基づき、放送の許諾料とは別個に放送同時配信等の許諾料が権利者に支払われることをあくまでも前提とすべきである。
2. そもそも法改正にあたり確認すべき事項だったとも思われるが、仮に放送同時配信等の地域が国内に限定されない場合、例えば海外などへの放送同時配信等が行われる場合にどのような制限、または指針が設けられ得るか検討、整備すべきである。
3. 本規定の運用によって従来行われていた権利処理の際の確認作業がなくなると、著作権者（著作権者）及びその代理人が著作物の利用の実態を把握できない恐れがある。権利処理の簡便化をはかることについては理解をするが、権利者に対して著作物の利用についての事前の報告や事後のチェックが確実に履行されることが保証されなければならないと考える。
4. また、ケースとしては少ないだろうが、ガイドライン（案）IV「許諾があったとは認められないと評価し得る場合」について、オプトアウト可能な時間的猶予はどのように担保されるのか、放送同時配信等の終了後に許諾があったとは認められないことが確定した場合の金銭的な解決がどのような算定根拠に基づき図られるべきであるのか等について、指針が設けられるべきであると考えます。

現在は新しいインフラでの利用拡大に制度をなじませる過渡期にあります。今までのコンテンツの利活用に関しては、旧来の制度に則りはっきりとした形で共有されているので、そこからはみ出した部分はしっかりと切り分けて評価し、著作権者の利益を不当に害さない運用がなされるべきと考えます。また、今後は同時放送や追っかけ、見逃しなどをあらかじめ包括した契約になっていくと思われませんが、従来想定されていなかった部分については正当な評価をし、特に実演家などに不利益が生じることがない様に、双方の利益が最大化する条件を丁寧に作り上げていくことを求めます。

令和 3 年 6 月 28 日